

# 壬生町観光協会キャラクター取扱い規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、壬生町観光協会キャラクター（以下「キャラクター」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 キャラクターは、次のとおりとする。

### (1) 名称

女の子キャラクター「壬城苺花（みしろいちか）」

お供キャラクター「ベリビー」

(2) デザインは、壬生町観光協会が定めた次の基本デザイン及び形状を展開したものとする。

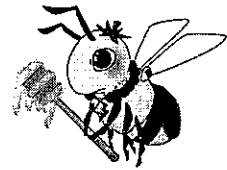
壬城苺花（みしろいちか）



壬城苺花 SD



ベリビー



## (使用基準)

第3条 キャラクターを使用することができる基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 壬生町の各種魅力PRに寄与するものであること。
- (2) 壬生町の品位を損なわないものであること。
- (3) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動を目的としないものであること。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないものであること。
- (5) 自己の商標及び意匠とするなど、営利を目的として独占的に使用するものでないこと。

## (使用の申請等)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ壬生町観光協会キャラクター使用申請書（様式第1号）に当該使用に関わる仕様が分かるものを添えて、会長の承認を受けなければならない。

ただし、次のいずれかの号に該当する場合であって、加工使用を行わない場合は、その限りでない。

- (1) 壬生町観光協会及び壬生町が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道、広報等の目的で使用するとき。
- (3) 町内の保育園、幼稚園、小中学校等が教育目的で使用するとき。
- (4) その他会長が特に認めたとき。

(使用の承認)

第5条 会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の承認又は不承認を決定したときは、壬生町観光協会キャラクター使用承認書(様式第2号)又は壬生町観光協会キャラクター使用不承認通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

(承認内容の変更)

第6条 前条の規定により承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、承認を受けた事項に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

(使用の取消し)

第7条 会長は、キャラクターの使用がこの要綱及び承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができ、使用者に壬生町観光協会キャラクター使用承認取消通知書(様式第4号)を通知するものとする。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、町はその責めを負わない。

(使用期間)

第8条 キャラクターを使用できる期間は、承認を受けた日から2年以内とする。

(使用料)

第9条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインの形状及び色等を変更しないこと。
- (2) 承認された用途のみに使用し、会長の指示する条件に従うこと。

(事故、苦情等の処理)

第11条 キャラクターの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

平成30年8月1日から適用する。